

説明書

1. 業務概要

(1) 業務名 第2次豊川市観光振興推進計画策定業務委託

(2) 業務目的 本市の観光計画の指針である豊川市観光振興推進計画（令和4年3月策定、以下「現行計画」という。）の計画期間が令和8年度で満了することから、多様化する社会情勢や本市を取り巻く環境の変化及び課題等踏まえ、第2次豊川市観光振興推進計画（以下「次期計画」という。）を策定しようとするもの。

観光事業における最新の観光ニーズ・マーケット動向などを踏まえながら調査し、時代に合った新たな観光事業の取組みを創出し、さらなる観光振興を推進することを目的とする。なお、次期計画は令和9年度から運用開始とし、計画期間を10カ年とする。

(3) 業務場所 受託候補者が必要とする場所

(4) 業務内容 別紙「第2次豊川市観光振興推進計画策定業務委託仕様書」のとおり

(5) 業務期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(6) 予算概要 8,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
※この金額は、「第2次豊川市観光振興推進計画策定業務委託仕様書」の内容に係る概算であり、予算を確約するものではないことに留意してください。
※予算が成立しない場合、選定された内容は無効となることに留意してください。

(7) 提案書提出者に要求される資格要件、技術者の資格条件等

- ① 「第2次豊川市観光振興推進計画策定業務委託仕様書」に基づく業務を行うことができる。
- ② 令和6・7年度の本市競争入札参加資格において、「（業務）役務の提供等」のうち「（営業種目）その他の業務委託等、（取扱内容）その他」の資格を有していること。競争入札参加を有していない場合は、令和8年2月16日までに申請すること。また、令和8・9年度の競争入札参加資格においても同様の資格を有する必要があるため、未申請の場合は、令和8年2月16日までに申請すること。
- ③ 豊川市の指名停止措置要綱による指名停止処分またはこれに準ずる措置を受けていないこと。
- ④ 豊川市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ⑦ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑧ 豊川市プロポーザル方式実施要綱第19条の契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。
- ⑨ 過去に自治体の観光計画等の策定実績があること。又はそれに類似する業務実績があること。

2. プロポーザル方式

- (1) 実施方法 公募型
- (2) 実施理由 民間事業者のマーケティング能力、企画力及び技術提案力を生かし、提出される提案書による業務内容の比較検討及び選定委員による採点が行われることにより本市にふさわしい業者を決定することができる。

3. 説明書に対する質問

- (1) 受付期間 令和8年1月30日（金）～同年2月6日（金）

- (2) 提出場所 豊川市産業環境部商工観光課

- (3) 提出方法

電子メールのみとする。（メールアドレス：shoko@city.toyokawa.lg.jp）

※様式は任意とするが、資料名・該当ページを明記したうえで、質問事項が明確にわかるようにすること。また、電子メール送信後は、電話にて提出した旨を商工観光課の担当まで連絡すること。

- (4) 回答方法 出された全ての質問とその回答は、令和8年2月10日（火）までに電子メール及び本市ホームページに掲載するものとする。

4. 参加表明書

- (1) 参加表明書の作成様式 別紙「参加表明書（様式第3号）」のとおり

- (2) 記載上の留意事項

- ① 経営状況等（資本金、売上高、自己資本率等）

資本金、売上高等が確認できる資料（財務諸表）を添付してください。

- ② 同種または類似業務の実績

同様の事業実績があれば、その内容を記述してください。

- ③ 当該業務の実施体制

当該業務の受託候補者と選定された場合の専任実施体制を記述してください。

- ④ 豊川市における業務実績

本市における過去の業務実績があれば、その内容を記述してください。

- ⑤ 社会的貢献の状況

社会的貢献（表彰や社会貢献活動の実績など）について記述してください。

- ⑥ その他

参加表明にあたり、特筆すべき事項があれば記述してください。

- (3) 提出期限 令和8年2月12日（木）午後5時15分必着

- (4) 提出場所 豊川市産業環境部商工観光課

- (5) 提出方法

電子メールのみとする。（メールアドレス：shoko@city.toyokawa.lg.jp）

※PDF形式で提出すること。また、電子メール送信後は、電話にて提出した旨を商工観光課の担当まで連絡すること。

- (6) 問合せ先 豊川市産業環境部商工観光課 電話 0533-89-2140

担当：佐野・加藤

5. 提案書提出者を選定するための基準及び選定する概数

- (1) 選定するための基準 別紙「第2次豊川市観光振興推進計画策定業務委託に係るプロポーザル提案書提出者選定基準（案）」のとおり

- (2) 選定する概数 8者

6. 提案書

(1) 提出書類

① 提案書 A4 サイズで 15 頁以内（表紙及び目次は頁数に含まない）とし、別紙「第 2 次豊川市観光振興推進計画策定業務委託仕様書」及び「第 2 次豊川市観光振興推進計画策定業務委託に係るプロポーザル提案書作成要領」を踏まえ、簡潔明瞭に作成すること。

② 提案見積書（任意の様式）

（2）留意事項 提案書等には、選定委員会において公平な選定に資するため、会社名など提案者が判明するような内容を記載しないこと。

（3）提出期限 令和 8 年 3 月 16 日（月）午後 5 時 15 分必着

（4）提出場所 豊川市産業環境部商工観光課

（5）提出方法
紙媒体 9 部を持参又は郵送で提出し、同様のものを電子メール（メールアドレス：shoko@city.toyokawa.lg.jp）でも PDF 形式にて提出すること。
※電子メール送信後は、電話にて提出した旨を商工観光課に連絡すること。なお、電子メールの受信可能容量は 1 通あたり約 20MB のため、必要に応じてオンラインストレージサービスや CD-R での提出も可とするがデータサイズは可能な限り小さくすること。

（6）問合せ先 豊川市産業環境部商工観光課 電話 0533-89-2140
担当：佐野・加藤

7. 受託候補者を特定するための評価基準及び評価方法

別紙「第 2 次豊川市観光振興推進計画策定業務委託に係るプロポーザル評価基準（案）」のとおり

8. 選定しなかった理由等に関する事項

（1）参加表明書を提出した者のうち、提案書提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった理由を書面により通知する。

（2）提出した提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその特定されなかった理由を書面により通知する。

9. 募集から受託候補者特定までのスケジュール

手続き開始の公表	令和 8 年 1 月 30 日（金）
説明書に対する質疑受付	令和 8 年 1 月 30 日（金）～ 同年 2 月 6 日（金）
質疑への回答期限	令和 8 年 2 月 10 日（火）
参加表明書の提出期限	令和 8 年 2 月 12 日（木）
提案書提出者の選定	令和 8 年 2 月 16 日（月）
選定通知及び提案書提出要請書の送付	令和 8 年 2 月 16 日（月）
提案書の提出期限	令和 8 年 3 月 16 日（月）
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和 8 年 3 月 25 日（水）
受託候補者の特定（選定委員会の開催）	令和 8 年 3 月 25 日（水）

10. その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加表明書、提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加表明書または提案書は、返却しない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書または提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 提案書に記載した予定技術者等は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (7) 提出された参加表明書、提案書及び審査結果について情報開示請求があった場合は、豊川市情報公開条例に基づき公開する。

連絡先：豊川市役所 産業環境部商工観光課
担当：佐野・加藤
電話：0533-89-2140
メール：shoko@city.toyokawa.lg.jp